改
 正
 累

 現
 行

(無届募集等について)

4 - 23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下4-23において「有価証券届出書等」という。)を提出せずに、募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合(以下4-23において「無届募集等」という。)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

- (1) (略)
- (2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する<u>方法又は様式4-2の文書による照会等</u>により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

· (略)

(削除)

(3) (略)

(無届募集等について)

4 - 23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下 4 - 23 において「有価証券届出書等」という。)を提出せずに、募集又は売出し(法第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合(以下 4 - 23 において「無届募集等」という。)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

- (1) (略)
- (2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する<u>等の方法</u>により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

- · (略)
- (3) 無届募集等を行っていると断定するまでには至らない場合 実態把握の結果、当該行為者が無届募集等を行っていると判明す るまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判 断される場合には、様式4-2により文書による照会を行う(捜査 当局による捜査に支障が出る場合は除く)。
- (4) (略)

(4) (2) の警告又は(3)の告発を行ったときは、これらの措置の対象となった行為者の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名等について公表するとともに、警告を行った文書等の写しを速やかに金融庁へ送付する。送付を受けた金融庁においては、公表が行われた行為者の一覧表を作成し公表するものとする。

なお、警告の対象となった行為者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、行為者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。

(様式4-1)・(様式4-2) (略)

口(略)

(新設)

(様式4-1)・(様式4-2) (略)

口 (略)